

## 名誉会員推薦規程

一般社団法人粉体工学会

### (目的)

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会(以下「本会」という)の定款第6条の(7)に定められた名誉会員の推薦に関する必要な事項を定めるものである。

### (選定の方法)

2. 名誉会員の推薦は本会役員の発議によるものとし、その都度設ける名誉会員推薦委員会(以下推薦委員会という)において検討する。
3. 推薦委員会は会長、副会長と理事会によって互選された理事1~3名により構成され、委員長は会長とする。
4. 推薦委員会は必要に応じて、適当と思われる現役員、前役員及び元役員の意見を求めることができる。
5. 推薦委員会は検討結果を理事会に報告し、名誉会員に推薦することが適当であると認められた場合には推薦委員会が推薦理由書を作成し、理事会の議を経て、総会で承認を得る。

### (被推薦候補者の満たすべき条件)

6. 名誉会員の被推薦資格は原則として以下のいずれかによる。
  - ① 本会会員として通算25年以上登録し、かつ満70歳以上である。ただし、本会の前身である粉体工学会の会員年数を加算できる。
  - ② 粉体工学の分野において顕著な業績を有する。
  - ③ 本会の発展に顕著な功績がある。

### (名誉会員の特典)

7. 名誉会員の会費は名誉会員となった年度より免除し、既納の場合はこれを返却する。

### (附則)

この規程は、制定の日から発効する。

### (付記)

- 2018年2月17日 制定(理事会承認)  
2024年3月23日 改定(理事会承認)